

平成29年度第1回川越市手話通訳者派遣運営懇話会 テーマ別協議について

1 手話通訳者の登録及び登録手話通訳者認定試験について

平成28年度第2回の手話通訳者派遣運営懇話会にて、手話通訳士だけでなく手話通訳者全国統一試験合格者及び埼玉県手話通訳者にも、本市認定試験の受験資格を与える方向のご意見をいただいている。また上記の有資格者についても、他の受験者と同様の試験（筆記・実技・面接）を課したいというご意見をいただいている。

一方、厚生労働省から事務連絡があり（平成29年3月31日付）、資格保有者は「研修や試験等を受け直す必要なく登録することが可能」とある（添付資料参照）。

今後、川越市の手話通訳者登録において、資格保有者は試験不要とするか、資格保有者も試験合格を必要とするか、試験を課す場合の試験項目を含め、再度ご意見をいただきたい。

2 子育てについて

市民から、聴覚障害者の子育てについて相談・情報交換できる場があるとよいとの声が寄せられている。

- ・子どもを持つ聴覚障害保護者が集まれる場（子どもは、ろう・聴のどちらも想定される）
- ・聴覚障害児の保護者が集まれる場（保護者は、ろう・聴のどちらも想定される）

聴覚障害者の子育ての悩みに関しては、埼玉聴覚障害者情報センターへの相談も可能と聞いている。他に、下記のような場があるとよいのではないかと考えられる。情報やご意見があればいただきたい。

- ・当事者同士の情報交換
- ・当事者同士の交流（子どもも含む）
- ・子育ての先輩との交流
- ・成人ろう者（ろう者モデル）との交流

なお、いただいた情報は、障害者福祉課において市民へ案内するとともに、川越市総合保健センター健康づくり支援課（4か月児健診等を実施）等へ周知し、市民から問い合わせがあった際に案内することを検討している。